

修正案第 1 号

平成 2 1 年 3 月 5 日

企画総務委員会委員長

小 笹 浩 樹 殿

企画総務委員会委員 樋 口 清 士

平成 2 0 年議案第 9 7 号生駒市都市公園条例等の一部を改正する
等の条例の制定についてに対する修正案

このことについて、生駒市議会会議規則第 9 9 条の規定により、別紙のとおり
案文を添え修正案を提出いたします。

(別紙)

平成20年議案第97号生駒市都市公園条例等の一部を改正する
等の条例の制定についてに対する修正案

平成20年議案第97号生駒市都市公園条例等の一部を改正する等の条例の制定についての一部を次のように修正する。

第1条のうち生駒市都市公園条例(昭和45年3月生駒市条例第16号)第7条の改正規定を次のように改める。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(有料公園施設)」を付し、同条中「の名称」を削る。

第1条のうち、生駒市都市公園条例第7条の2の改正規定中「(1) 生駒山麓公園ふれあいセンター浴場」を「(1) 生駒山麓公園ふれあいセンター」に、「(2) 生駒山麓公園ふれあいセンター温水プール」を「(2) 法第5条第1項の許可に係る公園施設」に改め、「(3) 法第5条第1項の許可に係る公園施設」を削り、同条例第8条の改正規定中「第8条第1項及び第2項」を「第8条第2項」に、「同条とする」を「同条第2項とする」に、「生駒山麓公園ふれあいセンター浴場及び生駒山麓公園ふれあいセンター温水プール」を「生駒山麓公園ふれあいセンター」に改め、同条例第12条の改正規定中「削り、同条に次の1項を加える」を「削る」に改め、「2 第7条第2項の許可を受けた者は、別表第3に掲げる使用料を納付しなければならない。」を削り、同条例第13条第1項の改正規定を次のように改める。

第13条第1項中「、第3条第1項各号に掲げる行為又は第7条の6第1項の有料公園施設の使用(以下)」を「又は第3条第1項各号に掲げる行為(以下これらを)」に改める。

第1条のうち生駒市都市公園条例第18条の改正規定を次のように改める。

第18条中「、第3条第1項若しくは第3項又は第7条の2」を「又は第3

条第1項若しくは第3項」に改める。

第1条のうち生駒市都市公園条例別表第1の改正規定中

「生駒山麓公園ふれあいセンター浴場
生駒山麓公園ふれあいセンター温水プール を
生駒山麓公園テニスコート 」

「生駒山麓公園ふれあいセンター
生駒山麓公園テニスコート 」に改める。

第1条のうち生駒市都市公園条例別表第3の改正規定を次のように改める。

別表第3を削る。

第2条のうち生駒市都市公園条例第7条の改正規定を次のように改める。

第7条に次の1項を加える。

- 2 生駒山麓公園駐車場を使用することができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）のうち、普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする。

第2条のうち生駒市都市公園条例第8条第1号の改正規定を次のように改める。

第8条第2項第1号中「生駒山麓公園ふれあいセンター」の次に「及び生駒山麓公園駐車場」を加える。

第2条のうち生駒市都市公園条例第12条の改正規定を次のように改める。

第12条に次の1項を加える。

- 2 生駒山麓公園駐車場を使用する者は、別表第3に掲げる使用料を納付しなければならない。

第2条のうち生駒市都市公園条例第13条の改正規定中「及び第2項」を削り、「前条第3項」を「前条第2項」に改める。

第2条のうち生駒市都市公園条例別表に1表を加える改正規定中「別表第4」を「別表第3」に、「700円」を「500円」に改める。

第3条から第5条までを次のように改める。

(生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部改正)

第3条 生駒山麓公園ふれあいセンター条例（平成3年10月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「行わせるものとする」を「行わせることができる」に改める。

第2条の5の次に次の1条を加える。

(指定管理者に関する読替え)

第2条の6 第2条の2の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第3条から第6条まで及び第11条の規定の適用については、第3条から第5条まで及び第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条中「本市」とあるのは「本市及び指定管理者」とする。

第3条から第5条までの規定中「指定管理者」を「市長」に改める。

第6条中「及び指定管理者」を削る。

第11条中「指定管理者」を「市長」に改める。

別表の浴場使用料の表中「300円」の次に「(市内に居住する60歳以上75歳未満の者にあつては、100円)」を、「450円」の次に「(市内に居住する60歳以上75歳未満の者にあつては、150円)」を加え、同表の備考第1項中「小人」を「「小人」」に改め、同項ただし書を削り、同表の備考第2項中「市内に居住している60歳以上の者」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市内に居住する75歳以上の者
- (2) 3歳未満の者

別表の温水プール使用料の表の備考を次のように改める。

備考1 「小人」とは、3歳以上の幼児、小学生及び中学生をいう。

備考2 「団体使用」とは、責任者に引率され、かつ、30人以上（責任者を除く。）で構成される団体による使用をいう。

備考3 3歳未満の者は、無料とする。

別表の生駒山麓公園ゲートボール場使用料の表を削る。

第4条 生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部を次のように改正する。

別表の温水プール使用料の表を削る。

(金鷄の杜倭苑条例の一部改正)

第5条 金鷄の杜倭苑条例(平成15年3月生駒市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

1回300円。ただし、60歳以上の者及び3歳未満の者については無料、中学生以下の者(3歳未満の者を除く。)については1回150円とする。

を

」

「

次に掲げる使用者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

- (1) 75歳以上の者 無料
- (2) 60歳以上75歳未満の者 1回100円
- (3) 中学生以下の者(次号に掲げる者を除く。) 1回150円
- (4) 3歳未満の者 無料
- (5) 前各号に掲げる者以外の者 1回300円

に改める。

」

第5条の次に次の1条を加える。

(生駒山麓公園野外活動センター条例の廃止)

第6条 生駒山麓公園野外活動センター条例(平成5年3月生駒市条例第5号)

は、廃止する。

附則第1項中「平成21年4月1日」を「平成21年7月1日」に、「第3条」を「第4条」に改め、附則第2項中「平成21年4月1日」を「平成21年7月1日」に改め、附則第3項中「平成21年4月1日」を「平成21年7月1日」

に改め、「改正前の生駒市都市公園条例」の次に「及び生駒山麓公園ふれあいセンター条例」を加え、「改正後の生駒市都市公園条例」を「それぞれ改正後の生駒市都市公園条例及び生駒山麓公園ふれあいセンター条例」に改める。

○生駒市都市公園条例等の一部を改正する等の条例（修正案）

(1) 生駒市都市公園条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案
<p>(有料公園施設)</p> <p>第7条 有料公園施設(市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。)の<u>名称</u>は、別表第1のとおりとする。</p> <p>第7条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、<u>有料公園施設のうち生駒山麓公園フィールドアスレチック(次条から第7条の6までにおいて「フィールドアスレチック」という。)</u>の管理を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>第7条の3 指定管理者の指定に当たり、市長は、<u>フィールドアスレチック</u>の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。</p> <p>(1) 市民の平等な利用が確保されること。</p> <p>(2) <u>フィールドアスレチック</u>の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) <u>フィールドアスレチック</u>の管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。</p>	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則(第1条・第2条)</u></p> <p><u>第2章 都市公園の管理(第3条―第18条)</u></p> <p><u>第2章の2 工作物等の保管の手續等(第18条の2―第18条の6)</u></p> <p><u>第3章 雑則(第19条―第23条)</u></p> <p><u>第4章 罰則(第24条―第27条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第7条 有料公園施設(市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。)は、別表第1のとおりとする。</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第7条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、<u>生駒山麓公園(次に掲げる公園施設を除く。以下「山麓公園」という。)</u>の管理を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p><u>(1) 生駒山麓公園ふれあいセンター</u></p> <p><u>(2) 法第5条第1項の許可に係る公園施設</u></p> <p><u>(指定の手續)</u></p> <p>第7条の3 指定管理者の指定に当たり、市長は、<u>山麓公園</u>の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。</p> <p>(1) 市民の平等な利用が確保されること。</p> <p>(2) <u>山麓公園</u>の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) <u>山麓公園</u>の管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。</p> <p><u>(管理の基準)</u></p>

第7条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、フィールドアスレチックの管理を行わなければならない。

第7条の5 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 次条第1項に規定する使用の許可、同条第3項に規定する入場の拒否並びに同条第4項に規定する使用の禁止及び制限に関すること。
- (2) 第12条に規定する使用料の徴収に関すること。
- (3) フィールドアスレチックの維持管理に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務

第7条の6 フィールドアスレチックを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において管理上必要な範囲で条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、フィールドアスレチックへの入場を拒否することができる。

- (1) 引率者(20歳以上の者に限る。)のいない小学生未満の者
- (2) その他指定管理者が不相当と認める者

4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、フィールドアスレチックの使用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) フィールドアスレチックの損壊その他の理由により、その使用が危険であると認めるとき。
- (2) その他管理上支障があるとき。

(他条例への委任)

第8条 生駒山麓公園ふれあいセンターの管理及び使用料に関する事項については、この条例に定めるもののほか、生駒山麓公園ふれあいセンター条例(平成3年10月生駒市条例第32号)に定めるところによる。

第7条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、山麓公園の管理を行わなければならない。

(業務の範囲)

第7条の5 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項及び第3項の許可(市長の定めるものに限る。)に関すること。
- (2) 第12条に規定する使用料の徴収に関すること。
- (3) 山麓公園の利用及び維持管理に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務

2 第7条の2の規定により山麓公園の管理を指定管理者に行わせる場合における第3条、第6条、第14条、第17条及び第19条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(他条例への委任)

第8条 生駒山麓公園ふれあいセンターの管理及び使用料に関する事項については、この条例に定めるもののほか、生駒山麓公園ふれあいセンター条例(平成3年10月生駒市条例第32号)に定めるところによる。

2 生駒山麓公園野外活動センターの管理及び使用料に関する事項については、この条例に定めるもののほか、生駒山麓公園野外活動センター条例(平成5年3月生駒市条例第5号)に定めるところによる。

3 公園施設で、次に掲げる施設及び別表第1に掲げる施設のうち主として運動の用に供する施設の管理及び使用料に関する事項については、この条例に定めるもののほか、生駒市体育施設条例(平成元年12月生駒市条例第31号)に定めるところによる。

- (1) イモ山公園グラウンド
- (2) 生駒市総合公園グラウンド
- (3) 奈良県生駒健民運動場
- (4) むかいやま公園グラウンド
- (5) 生駒市総合公園相撲場
(使用料)

第12条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料を、第7条の6第1項の許可を受けた者は、別表第3に掲げる使用料を納付しなければならない。

(使用料の徴収)

第13条 使用料は、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占有、第3条第1項各号に掲げる行為又は第7条の6第1項の有料公園施設の使用(以下「都市公園の使用」という。)の期間が当該許可を受けた日の属する会計年度内であるときは、都市公園の使用の許可の際に徴収する。

2 略

(権利又は利益の譲渡、転貸又は担保の禁止)

第18条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項若しくは第3項又は第7条の2の許可を受けた者は、その権利又は利益を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

別表第1(第7条関係)

有料公園施設

2 次に掲げる公園施設の管理及び使用料に関する事項については、この条例に定めるもののほか、生駒市体育施設条例(平成元年12月生駒市条例第31号)に定めるところによる。

- (1) 有料公園施設(生駒山麓公園ふれあいセンターを除く。)
- (2) イモ山公園グラウンド
- (3) 生駒市総合公園グラウンド
- (4) 奈良県生駒健民運動場
- (5) むかいやま公園グラウンド
- (6) 生駒市総合公園相撲場
(使用料)

第12条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。

(使用料の徴収)

第13条 使用料は、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占有又は第3条第1項各号に掲げる行為(以下これらを「都市公園の使用」という。)の期間が当該許可を受けた日の属する会計年度内であるときは、都市公園の使用の許可の際に徴収する。

2 略

(権利又は利益の譲渡、転貸又は担保の禁止)

第18条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、その権利又は利益を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

別表第1(第7条関係)

＼	公園の名称	有料公園施設の名称
1	生駒山麓公園	生駒山麓公園ふれあいセンター 生駒山麓公園野外活動センター 生駒山麓公園テニスコート 生駒山麓公園フィールドアスレチック
2	生駒市総合公園	生駒市総合公園体育館 生駒市総合公園テニスコート
	滝寺公園	滝寺公園プール 滝寺公園テニスコート
	イモ山公園	イモ山公園プール イモ山公園テニスコート
	むかいやま公園	むかいやま公園体育館 むかいやま公園テニスコート

公園	有料公園施設
生駒山麓公園	生駒山麓公園ふれあいセンター 生駒山麓公園テニスコート
生駒市総合公園	生駒市総合公園体育館 生駒市総合公園テニスコート
滝寺公園	滝寺公園プール 滝寺公園テニスコート
イモ山公園	イモ山公園プール イモ山公園テニスコート
むかいやま公園	むかいやま公園体育館 むかいやま公園テニスコート

別表第3(第12条関係)

生駒山麓公園フィールドアスレチック使用料

区分	1人1回につき
個人使用	大人 500円 中学生、高校生 400円 4歳以上小学生以下の者 300円
団体使用(30人以上の使用をいう。)	大人 400円 中学生、高校生 300円 4歳以上小学生以下の者 200円
コインロッカー	器械に表示された料金

(2) 生駒市都市公園条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
(有料公園施設等) 第7条 略	(有料公園施設等) 第7条 略

(他条例への委任)

第8条 略

2 次に掲げる公園施設の管理及び使用料に関する事項については、この条例に定めるもののほか、生駒市体育施設条例(平成元年12月生駒市条例第31号)に定めるところによる。

(1) 有料公園施設(生駒山麓公園ふれあいセンターを除く。)

(2)～(6) 略

(使用料)

第12条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。

(使用料の徴収)

第13条 使用料は、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用又は第3条第1項各号に掲げる行為(以下これらを「都市公園の使用」という。)の期間が当該許可を受けた日の属する会計年度内であるときは、都市公園の使用の許可の際に徴収する。

2 使用料は、都市公園の使用の期間が当該許可を受けた日の属する会計年度を超えるときは、毎会計年度に徴収するものとし、初年度分は、使用の許可の際、次年度以降の分は当該年度の4月末日に徴収する。

別表第1(第7条関係)

公園	有料公園施設
生駒山麓公園	生駒山麓公園ふれあいセンター

2 生駒山麓公園駐車場を使用することができる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる自動車(二輪自動車を除く。)のうち、普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする。

(他条例への委任)

第8条 略

2 次に掲げる公園施設の管理及び使用料に関する事項については、この条例に定めるもののほか、生駒市体育施設条例(平成元年12月生駒市条例第31号)に定めるところによる。

(1) 有料公園施設(生駒山麓公園ふれあいセンター及び生駒山麓公園駐車場を除く。)

(2)～(6) 略

(使用料)

第12条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 生駒山麓公園駐車場を使用する者は、別表第3に掲げる使用料を納付しなければならない。

(使用料の徴収)

第13条 前条第1項の使用料は、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用又は第3条第1項各号に掲げる行為(以下これらを「都市公園の使用」という。)の期間が当該許可を受けた日の属する会計年度内であるときは、都市公園の使用の許可の際に徴収する。

2 前項の使用料は、都市公園の使用の期間が当該許可を受けた日の属する会計年度を超えるときは、毎会計年度に徴収するものとし、初年度分は、使用の許可の際、次年度以降の分は当該年度の4月末日に徴収する。

3 前条第2項の使用料は、生駒山麓公園駐車場を使用する者が自動車を山麓公園から出場させる際に徴収する。

別表第1(第7条関係)

公園	有料公園施設
生駒山麓公園	生駒山麓公園ふれあいセンター

	生駒山麓公園テニスコート
略	略

	生駒山麓公園テニスコート 生駒山麓公園駐車場
略	略

別表第3(第12条関係)

生駒山麓公園駐車場使用料

区分	駐車1回当たりの金額
自動車(マイクロバス及びバスを除く。)	500円
マイクロバス	1,400円
バス	2,000円

備考

- 1 「マイクロバス」とは、普通自動車のうち乗車定員が11人以上29人以下のものをいう。
- 2 「バス」とは、普通自動車のうち乗車定員が30人以上のものをいう。
- 3 次に掲げる自動車(マイクロバス及びバスを除く。)は、無料とする。
 - (1) 市内に住所を有する者が自ら運転する自動車
 - (2) 市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者が自ら運転する自動車
 - (3) 市内に存する学校に在学する者が自ら運転する自動車
 - (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が自ら運転し、又は同乗する自動車

(3) 生駒山麓公園ふれあいセンター条例新旧対照表(第3条関係)

現行	改正案

(指定管理者による管理)

第2条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、センターの管理を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(業務の範囲)

第2条の5 略

(使用の許可)

第3条 センターのうち別表に掲げる使用料を徴収する施設及び附属設備(以下これらを「施設等」という。)を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第4条 指定管理者は、センター(附属設備を含む。以下同じ。)の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を制限し、又は停止することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターを汚損するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(指定管理者による管理)

第2条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、センターの管理を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(業務の範囲)

第2条の5 略

(指定管理者に関する読替え)

第2条の6 第2条の2の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第3条から第6条まで及び第11条の規定の適用については、第3条から第5条まで及び第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条中「本市」とあるのは「本市及び指定管理者」とする。

(使用の許可)

第3条 センターのうち別表に掲げる使用料を徴収する施設及び附属設備(以下これらを「施設等」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第4条 市長は、センター(附属設備を含む。以下同じ。)の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を制限し、又は停止することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターを汚損するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) その使用が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) その使用が虚偽の申請その他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (3) 施設等が災害その他の理由により使用できなくなったとき。
- (4) その他使用者がこの条例又は条例に基づく規則に違反したとき。

(本市の免責)

第 6 条 前条の規定により施設等の使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において、使用の許可を受けた者に損害が生じることがあっても、本市及び指定管理者は、これに対して補償の責任を負わない。

(設備)

第 11 条 使用の許可を受けた者は、施設等の使用に際し、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

別表(第 3 条、第 7 条関係)

1 施設使用料

(1)・(2) 略

(3) 浴場使用料

区分	1 回券	1 日券
大人	<u>300 円</u>	<u>450 円</u>
小人	150 円	200 円

備考 1 小人とは、3 歳以上の幼児、小学生及び中学生をいう。ただし、3 歳未満の者は、無料とする。

備考 2 市内に居住している 60 歳以上の者は、無料とする。

- (1) その使用が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) その使用が虚偽の申請その他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (3) 施設等が災害その他の理由により使用できなくなったとき。
- (4) その他使用者がこの条例又は条例に基づく規則に違反したとき。

(本市の免責)

第 6 条 前条の規定により施設等の使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において、使用の許可を受けた者に損害が生じることがあっても、本市は、これに対して補償の責任を負わない。

(設備)

第 11 条 使用の許可を受けた者は、施設等の使用に際し、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

別表(第 3 条、第 7 条関係)

1 施設使用料

(1)・(2) 略

(3) 浴場使用料

区分	1 回券	1 日券
大人	<u>300 円(市内に居住する 60 歳以上 75 歳未満の者にあつては、100 円)</u>	<u>450 円(市内に居住する 60 歳以上 75 歳未満の者にあつては、150 円)</u>
小人	150 円	200 円

備考 1 「小人」とは、3 歳以上の幼児、小学生及び中学生をいう。

備考 2 次に掲げる者は、無料とする。

(4) 温水プール使用料

区分		1回券	1日券
個人使用	大人	500円	600円
	小人	300円	400円
団体使用	大人	400円	500円
	小人	200円	300円

備考 1 小人とは、3歳以上の幼児、小学生及び中学生をいう。ただし、3歳未満の者は無料とする。

備考 2 団体とは、責任者に引率された30人以上の者をいう。

(5) 生駒山麓公園ゲートボール場使用料

区分	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで
1面につき	500円	500円	500円	500円

(1) 市内に居住する75歳以上の者

(2) 3歳未満の者

(4) 温水プール使用料

区分		1回券	1日券
個人使用	大人	500円	600円
	小人	300円	400円
団体使用	大人	400円	500円
	小人	200円	300円

備考 1 「小人」とは、3歳以上の幼児、小学生及び中学生をいう。

備考 2 「団体使用」とは、責任者に引率され、かつ、30人以上(責任者を除く。)で構成される団体による使用をいう。

備考 3 3歳未満の者は、無料とする。

(4) 生駒山麓公園ふれあいセンター条例新旧対照表(第4条関係)

現行	改正案						
別表(第3条、第7条関係) 1 施設使用料 (1)～(3) 略 (4) <u>温水プール使用料</u>	別表(第3条、第7条関係) 1 施設使用料 (1)～(3) 略						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1回券</th> <th>1日券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	1回券	1日券				
区分	1回券	1日券					

個人使用	大人	500 円	600 円
	小人	300 円	400 円
団体使用	大人	400 円	500 円
	小人	200 円	300 円

備考 1 「小人」とは、3歳以上の幼児、小学生及び中学生をいう。

備考 2 「団体使用」とは、責任者に引率され、かつ、30人以上(責任者を除く。)で構成される団体による使用をいう。

備考 3 3歳未満の者は、無料とする。

(5) 金鷲の杜倭苑条例新旧対照表(第5条関係)

現行			改正案		
別表(第4条、第5条、第8条関係)			別表(第4条、第5条、第8条関係)		
施設	区分	使用料	施設	区分	使用料
施設	大広間、中広間、プレイルーム、研修室	無料	施設	大広間、中広間、プレイルーム、研修室	無料
	浴場	1回300円。ただし、60歳以上の者及び3歳未満の者については無料、中学生以下の者(3歳未満の者を除く。)については1回150円とする。		浴場	次に掲げる使用者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 75歳以上の者 無料 (2) 60歳以上75歳未満の者 1回100円 (3) 中学生以下の者(次号に掲げる者を除く。) 1回150円 (4) 3歳未満の者 無料 (5) 前各号に掲げる者以外の者 1回300円
附属設備	略		附属設備	略	